

令和元（2019）年7月1日

社会福祉法人アンビシャス 行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和元（2019）年7月1日～令和3（2021）年6月30日までの3年間

2. 内容

目標1：令和3年（2021）年6月30日までに、子の看護休暇制度を拡充する。

- ・対象年齢の拡大
- ・年次有給休暇同様に2時間単位の取得を認めるなどの弾力的運用

《対策》

○令和元（2019）年8月～ 職員へのアンケート調査の実施など検討を開始

○令和2（2021）年～ 制度に関するパンフレットの作成・配布、管理職員を対象とした研修の実施、会議・職員一斉メールなどによる職員への周知

目標2：令和3年（2021）年6月30日までに、育児休暇制度を拡充する。

- ・対象年齢の拡大
- ・年次有給休暇同様に2時間単位の取得を認めるなどの弾力的運用

《対策》

○令和元（2019）年8月～ 職員へのアンケート調査の実施など検討を開始

○令和2（2021）年～ 制度に関するパンフレットの作成・配布、管理職員を対象とした研修の実施、会議・職員一斉メールなどによる職員への周知

目標3：年次有給休暇の取得日数を1人当たり平均年間7日以上とする。

《対策》

○令和元（2019）年10月～ 年次有給休暇の取得状況の把握

○令和2（2020）年2月～ 計画的な取得に向けて管理職員研修を期間中に3回行う。

○令和2（2020）年4月～ 各事業において年次有給休暇の取得計画を策定する。

○令和2（2020）年4月～ 会議・職員一斉メールなどによる取得促進活動を実施